

国立大学法人 大阪教育大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

①学士課程

○教養教育・共通教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育・共通教育では、歴史、文化、社会、自然、数理、人間、芸術等についての豊かな教養を涵養し、社会や文化の特徴や本質、人権の歴史や発展等について、自ら問題意識をもって探求し思索できる能力の育成を目標とする。IT活用能力については、基本的技能の習熟に加え、情報モラルと情報セキュリティ、マルチメディアデザイン、ネットワークコラボレーション等の理解と構想能力の修得を目標とする。外国語運用能力については、TOEFL得点などによる具体的な達成目標を設定する。スポーツについては、生涯にわたるスポーツ実践のための基礎知識と技能の修得を目標とする。

○専門教育の成果に関する具体的目標の設定

教員養成教育では、教職教養や教科内容についての専門的知識の基礎の上に、学校教員として即戦力になり得る教科指導及び生徒指導の能力、安全意識や危機対応能力、並びに得意分野の育成を目標とする。さらに、4年間の体系的な教育実習により、学校教育の臨床的課題や特別支援教育について実践的能力の育成も目標とする。教養系専門教育では、各分野の特性に応じた基礎・基本とともに、関連分野の幅広い知識の修得を目標とする。基礎セミナーやインターンシップ実習によって職業観の育成を図り、特定の課題について自ら説明し見解を述べ探求に取り組める能力の育成を目標とする。

○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

教員養成課程学生の教職就職率を、さらに向上させる。学生の教職意欲を高めるため、正課や課外における就職指導を充実し、学校ボランティアや学校サポーターなど、在学中の学外での学校活動への参加を支援する。学生の職業意識を啓発するため、関連講義やインターンシップ実習を導入する。学校教員のほか、図書館司書や学芸員などの様々な専門職、民間企業、公務員、公的機関・施設の職員等、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を充実する。就職機会の拡大につながる資格取得を促進するための方策を講じる。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育の成果は、厳密な成績評価、卒業論文・卒業制作の評価、各種の検定試験の実施によって検証する。また、卒業生の追跡調査（アンケート調査、聞き取り調査等）を実施する。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。

②大学院課程

○教育の成果に関する具体的目標の設定

教育系専攻では、学部教育の基礎の上に、専修免許状取得に相応しい高度な教育科学の知識を修得するとともに、教育現場での実践的課題に対応した教科教育や教科内容に

についての体系的で深い知識を修得し問題意識を涵養する。また、自らの研究成果を具体的な教育実践に活かせる能力の育成を目指す。教養系専攻では、学部教育の基礎の上に、専門分野の高度な知識を修得するとともに、総合性の高い専攻の特色を活かして広い視野から専門分野の特質と成果を捉え、自らの専門的素養を高度な職業実践の場で活かせる能力の育成を目指す。

○修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育系専攻学生の教職就職率を、さらに向上させる。また、大学院学生の学部授業の履修制度の整備を進め、様々な職業分野への就職機会の拡大を図るほか、資格取得を促進するための方策を講じる。学校教員のほか、図書館司書や学芸員等の様々な専門職、民間企業、公務員、公的機関・施設の職員等、幅広い進路に対応した就職指導や就職支援を充実する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育及び研究指導の効果は、厳密な成績評価や論文審査を通して検証するとともに、修了生への追跡調査（アンケート調査、聞き取り調査等）を通して検証する。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

基礎学力を重視しつつ、興味・関心・意欲・経験などに着目した入学者選抜を拡大していく。具体的には、特別選抜（推薦入学等）を拡大し、多様な内容や方法を備えた推薦入学制度を積極的に導入する。また、入学者の入学後の追跡調査や入試結果の分析を行い、入学者選抜方法の改善に活かすとともに、入学者選抜を的確かつ適正に実施するための資料収集と評価の手段として、高校生を対象とするステークホルダー調査を活用する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育では、思案と芸術、国際と地域、歴史と社会、人間と生活、生命と環境、数理と自然など、特色ある教養コアとともに、教育と人間など、教職をめざす学生のための教養コアを設定する。教員養成教育の充実のために、教養系専門教育のコースカリキュラムの効果的な活用を進める。カリキュラムの企画・運営・評価を担う全学組織を設置する。近畿の4教員養成系大学と協力して、初等教育から大学院教育に対応したeラーニングのシステムやコンテンツの開発を進めるとともに、教員養成カリキュラムの開発を進め、eラーニングを活用した単位互換を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

学生の自発的・主体的な学習態度や学習意欲をエンカレッジするため、体験型授業、参加型授業、ディベート型授業等を拡大するとともに、グループワークやフィールドワーク等も拡大する。また、学校ボランティアやインターンシップ実習を授業の中に位置づけ単位化を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

責任ある授業の実施と厳格な成績評価によって教育の質の向上に取り組む。成績評

価に対する説明責任を明確にするため、5段階評価の趣旨を徹底し、評価基準を明確にしてシラバスに掲載する。これによって、成績評価の厳格性と一貫性を確保し、学生の満足度を向上させる。セメスターごとに成績評価の結果を分析し改善を図る。

②大学院課程

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

将来の指導的な人材としての資質や可能性を見る観点から、学業履歴や学業成績、卒業研究・卒業制作の成果、インターンシップ経験やその他の活動歴等を考慮しつつ、研究計画書、志望動機、面接結果等を重視する入学者選抜方法の導入を検討する。また、現職教員や社会人の受け入れ拡大のための入学者選抜方法の適切な改善を工夫する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

学部・大学院の6年一貫教員養成カリキュラムの開発や現職教員のためのカリキュラム等の企画・運営・評価に責任を持つ全学組織を設置する。大学院における教員養成や現職教育の新しいニーズに対応したカリキュラムを編成するため、大阪府・大阪市の教育委員会等とも連携しながら教育現場の実践的な課題に対応できるようカリキュラムを見直す。大学院サテライトキャンパスで実施する社会人教育のためのカリキュラムを新たに開発する。

○授業形態、研究指導法等に関する具体的方策

大学院学生の自発的・主体的な学習・研究意欲をエンカレッジするため、調査や実習など実践を重視する指導方法を拡大する。学校現場やその他の職域を対象とするグループワークやフィールドワーク等を充実する。インターンシップ実習を授業の中に位置づけ実践研究として単位化を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

大学院の授業科目のシラバスを整備する。成績評価に対する説明責任を明確にするため、5段階評価の趣旨をさらに徹底し、研究指導の方針や評価基準を明確にしてシラバスに掲載する。これによって、成績評価の厳格性と一貫性を確保し、学生の満足度を向上させる。セメスターごとに成績評価の結果を分析し改善を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

流動定員枠を設けるなどして分野ごとの教員配置を弾力化し、ニーズの高い専門分野を重点的に強化するなど戦略的な教員配置を行う。また、教育界、民間、官公庁等からも実務経験や専門知識の豊かな人材を採用し、変動し多様化する学生の教育ニーズに機動的に対応していく。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

コンピュータによる語学実習設備を導入する。講義室、実験室、実習室、演習室や、芸術・体育等の実技分野の各種施設については、定期的に活用状況や運用上の問題点を調査分析の上、効果的な活用を図りながら改修・整備等を進める。附属図書館は、本学の特性を踏まえた図書資料・電子図書の収集を進め、学習支援・教育支援面での機能充実とサービス向上を図る。情報ネットワークの活用を促進するため、情報処理

センターをハブとする情報基盤システムの強化を図るとともに、端末規模を拡大しオープン利用スペースを確保する。また、教育用データベースや学校教育の情報化に対応したeラーニングのシステムの整備に取り組む。情報メディアを活用した授業を拡大し、視聴覚教室の活用の促進を図る。学生支援事務の電子化を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

学生による授業評価の実施率を高め、評価結果を適切な方法で公開する。教員の教育活動の評価システムを開発する。教育活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、外部評価を実施する。卒業生、教育委員会、学校関係者、企業関係者等による教育フォーラムを開催し、教育の水準・成果の検証の機会を設ける。これらの結果に基づき、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

附属学校等の教育現場と連携して、各種の情報メディアを用いた実践的な教員養成のための教材を開発する。学校教育における知的財産教育の開発に取り組む。附属図書館の教育利用を促進し、図書館資料を活用した学習形態を拡大する。FD事業の中で、質の高い授業の研究開発に取り組むとともに、授業公開を拡大して教員相互の研究の機会を拡大する。

○全国共同教育に関する具体的方策

近隣の教員養成系大学・学部との協定に基づき、大学の枠を超えた学習機会を拡大していく。大阪地区の大学コンソーシアムのもとで、国公私立の枠を超えた学習機会の拡大に参加していく。遠隔地の大学との間で協定を締結し、相互に学生を交換して Semester 単位で滞在学習ができる制度を導入する。放送大学等との間で単位互換を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

学生支援のための教員用マニュアル「指導教員ハンドブック」を作成する。指導教員制やオフィスアワーを充実するとともに、学生相談員を配置し、学習相談・助言体制を充実する。また、大学ホームページや電子メールを利用した学習相談システムを開発する。学習相談・助言・支援に、新入生セミナーや在学生セミナーを活用する。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

学生よろず相談室に、学生相談員を配置する。また、保健センターのカウンセリング機能を充実する。就職支援については、就職相談日を増やし相談体制を強化する。就職ガイダンスや教職・企業就職講習会を充実し、職業意識を啓発するための正課の授業の開講を検討する。教員の就職指導能力の向上のためのFD事業を企画する。

○経済的支援に関する具体的方策

同窓会組織や学外支援団体等からの支援を拡大し、大学独自の奨学金制度の整備を進める。

○課外活動等の支援に関する具体的方策

学生のクラブ活動を充実し学生行事の活性化を図るため、学生の課外活動の成果に対する顕彰制度を整備するとともに、学外支援団体等からの支援を強化する。

○留学生に対する配慮

留学生のためのチューター制度の一層の充実と活用を図る。留学生センターに協力教員を配置し、留学生の生活相談・生活支援体制を強化する。また、地域の国際交流ボランティア団体からの留学生支援の受入を促進する

○身体障害学生に対する配慮

身体に障害のある学生が支障なく就学できるよう、各種のバリアフリー等、施設環境の整備をさらに進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

時代と社会の変化に対応した教育の在り方を理論面及び実践面で追求し、教育の制度、内容、方法等の充実と発展をリードできる先導的で実証的な研究を志向する。また、教員養成教育の基盤となる教育科学、教科教育及び教科内容の研究を深めるとともに、学校安全や学校の危機管理に関する研究を推進する。また、人文・社会・自然、人間、スポーツ、芸術等の領域で、専門領域の多様性を活かしながら、新たな時代の教養教育の基盤となる総合性の高い基礎研究、応用研究、先端研究、実践研究等を推進する。

○研究成果の社会への還元に関する具体的方策

適切な方法で研究者情報や研究成果情報を公開する。研究成果は、協定にもとづく教育委員会や地元自治体等との連携プロジェクトを通して、地域の学校、住民、企業等に還元していく。実技系分野の成果は、学内外での展示・演奏・出品活動等によって広く社会に公開していく。地域連携を推進する組織を設置し地域連携コーディネーターを配置して研究成果の社会への還元を促進する。研究面での社会貢献について、現職教員等を対象とするステークホルダー調査を実施し、その達成状況の定量的な把握に努める。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、研究活動についての外部評価を実施する。また、教育委員会、学校関係者、企業関係者等による研究フォーラムを開催し、研究の水準・成果を検証する機会を設ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

流動定員枠を確保し、社会的要請の高い専門分野を重点的に強化するなど、戦略的な研究者の配置を行う。学校、教育委員会、民間企業、官公庁等から専門知識や実務経験の豊かな人材を採用し、変動し高度化・多様化する研究動向に機動的に対応していく。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

研究資金の配分は、基礎配分と特別配分で構成し、特別配分には実績指標によるインセンティブ機能を持たせる。プロジェクト研究を対象とする配分枠を設け、共同研

究や異分野交流による研究活動の活性化を図る。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

設備整備のための予算枠を確保し、研究動向に対応した設備の整備・更新を進める。高価な科学機器等は、全学共同利用によって有効活用を図る。プロジェクト研究のための時限付き研究スペースを確保する。附属図書館の研究用資料の整備やサービス機能の充実により、附属図書館の研究活用を促進する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的な方策

知的財産たり得る学内の技術シーズ等を発掘整理し、学内外に発信して活用を図る。知的財産取得へのインセンティブを導入し、知的財産ポリシーを策定するとともに関係規程を整備する。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

研究活動の評価システムを開発する。研究活動に関する自己点検・評価を厳正に行うとともに、外部評価を実施する。教育委員会、学校関係者、企業関係者等による研究フォーラムを開催し、研究の水準・成果の検証の機会を設ける。これらの結果をもとに、学内の評価・改善組織において必要な改善に取り組む。

○全国共同研究に関する具体的方策

全国共同利用施設「学校危機メンタルサポートセンター」で、学校災害を蒙った児童生徒の心のケアや学校の安全管理や危機管理に関する共同研究を進め、その成果を全国に発信するとともに、学校安全や危機管理について高い素養を備えた教員の育成に活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

地域連携を推進する組織を設け地域連携コーディネーターを配置して、地域との連携・協力や各種のサービス活動を促進する。大阪府・大阪市教育委員会や地元柏原市との連携協定に基づいて、本学の特性を活かした各種の共同事業や協力事業を推進する。地域の児童生徒、学校教員、一般市民等を対象とする公開講座を実施する。教育委員会の資格認定講習や現職教員研修、地元自治体の市民講座等にも積極的に協力する。各種審議会等に専門家・有識者として協力する。学校ボランティアや学校サポーターなど、学生の学校支援活動を促進する。地域連携や社会サービスについて、地域住民等を対象とするステークホルダー調査を実施し、達成状況の定量的な把握に努める。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

産学官の連携活動を促進するため、地域連携を推進する組織を設け地域連携コーディネーターを配置する。地元自治体の産業活性化事業や商工会の創業セミナー等への協力など、これまでの実績を踏まえつつ連携事業の拡大を図る。受託研究や共同研究の受け入れや受託研究員の受け入れの拡大を図る。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

地元大阪府の国公立大学で構成する「大学コンソーシアム大阪」の各種連携事業

に、教員養成系大学の特色を活かして参画していく。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

海外の大学との交流協定の締結をさらに拡大する。学生の派遣・受け入れとともに、研究者の派遣・受け入れも拡大する。海外の教員養成機関との交流を拡大し、国際コンソーシアムの結成を図る。留学生センターに協力教官を配置し、助言指導体制を充実する。留学生のための日本語教育を充実するとともに外国語による授業を拡大する。留学生と日本人学生との交流の機会を拡大する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

独立行政法人国際協力機構等による技術協力、専門家派遣、集団研修等、開発途上国を対象にした教育分野の人づくりのための支援事業に貢献していく。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

大学が目指す質の高い教員養成や4年間の体系的な教育実習のため、教育実習プログラムを新たに開発し実施する。大学と連携して、附属学校の教育実習の指導体制を充実する。大学との共同研究を活性化するため、各附属学校と大学教員との間でパートナー制を導入する。附属学校教員の大学教育への参画を拡大するとともに、大学教員の附属学校での実践研究の機会を拡大する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

附属学校を大学附属とし、附属学校部長を置いて附属学校の管理運営における大学の責任を明確にするとともに、責任を果たし得る体制を整える。学校の管理責任者としての校長の役割を明確にし、校長が学校に常駐できる体制を整える。校長及び副校長の職務分担を見直すとともに、校務分掌を見直し学校運営の効率化を進める。学校評議員制度を学校の改善に活かすとともに、学校に関する情報を広く保護者や地域に提供する。教育活動、学校運営、学校施設等について自己点検・評価を行い、必要な改善に取り組む。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

地域の公立学校や私立学校の役割も考慮しながら、附属学校の理念と目標を明確にし、これに基づく入学者受入方針を広く周知する。入学者選抜方法をさらに工夫し、連絡進学の基準等についても必要な検討を加える。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

人事の停滞を避け、力量ある教員を確保するため、公立学校との人事交流を進める。附属学校間の交流人事も促進する。交流人事を円滑に進めるため、公立学校教員の採用条件との格差解消の諸方策を講じる。大学及び教育委員会と連携して、10年経験者研修など、体系的な教職員研修プログラムを企画・実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

戦略的な大学経営を実現するため、役員会のもとで中長期の経営戦略を立案する。役員会は、経営協議会及び教育研究評議会の意見を汲み取りながら、包括的で一貫性のある附属学校を含む大学経営の基本戦略を練り上げ、構成員に提示し理解を求める。役員会は、経営戦略に基づき機動的な大学経営及び附属学校経営を推進する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

大学運営に当たって学長及び理事を補佐する学長補佐を置く。理事及び学長補佐の職務分担に応じて、理事及び学長補佐のもとに、教員及び事務職員で構成する立案・執行組織を編成し、大学運営に関わる全学的事項を機能的に処理する。学部・大学院に固有の教学関係事項を処理するため、部局（教員養成課程、教養学科、第二部）に教授会を置く。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

事務職員の職能性を高め、教員と事務職員で構成する委員会やプロジェクトを拡大する。教員と事務職員の合同研修会の機会を確保する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

大学の経営戦略に基づいて、強化・充実すべき分野や組織、事業や企画に学内資源の配分を促進する。評価に基づく資源配分のルールを開発する。事務組織や施設・設備への資源配分は、大学の経営戦略に基づき配分する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

学外からの理事には、学識とともに高い見識があり、広い視野から大学経営に貢献できる人材を登用する。経営協議会の学外委員には、学識経験者のみならず、広い分野に有識者を求め、高い見識と熱意をもって大学経営に関与し得る人材を登用する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

監事と連携しつつ、国立大学法人の適切な業務の執行を図るため、内部監査体制を確立する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学の新たな連合組織に加盟し、他の国立大学との連携・協力に取り組む。また、近畿の教育系4大学間で継続的な連携・協力体制を維持・強化していく。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

教育研究についての現状分析や自己点検・評価の結果をもとに、大学の目標・計画の立案組織において、学術動向や社会的要請を考慮しながら見直し素案をまとめる。これをもとに、役員会が経営戦略に基づく学内資源の配分や重点強化の視点を加味しながら見直し案を作成する。これを、教育研究評議会と経営協議会で審議のうえ、役員会で決定し実施に移していく。

○教育研究組織の見直しの方向性

学校教育の今日的な課題に対応した専門性の高い教員養成教育と新しい時代の特色

ある教養教育をより効果的に推進する視点から、学部教育組織の見直しを進める。大学院が果たすべき人材育成、現職教育、社会人教育の機能を充実・強化する視点から、大学院の組織の見直しを進める。教育研究活動の活性化を図り社会の変化や時代のニーズに機動的に対応していくため、柔軟で流動性の高い教員組織に再編成する。教育系大学としての大学機能の多角化、社会貢献機能の充実、大学の個性化等の視点から、教育研究施設（センター等）の見直しを進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の評価のため、活動状況を把握・分析するためのファイリングシステムを整備する。事務系職員については自己点検・評価のシステムを整備する。評価結果は、適切な方法で給与等に反映させる。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

教員の職務について、教育、研究、管理運営、社会貢献等のうちから特定の活動に重点化するなど、職務分担や職務内容の明確化を図る。事務系専門職員の教育活動への参加や教員の事務的職務への参加を図る。産学官連携や地域貢献を拡大するため、兼職・兼業の範囲を拡大する。学校、教育委員会、官公庁、民間企業、海外研究機関等から、質の高い教員の採用を拡大する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

本学の教員として適格性の高い多様な人材を確保するため、採用は公募を基本とし、公募に当たっては教育委員会や学校現場をはじめ、広く海外にも人材を求める。教員組織の硬直化を避けるため、任期制の導入を含め、職階別ポストの全学的運用の検討に取り組む。人事の流動性を確保するため早期退職制度を整備する。

○外国人・女性・障害者等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国籍の教員の採用を拡大する。インターネットや国際学会誌等を活用して教員の公募情報を海外にも発信する。また、公募期間を十分に確保し、海外での採用候補者へのインタビューなども可能な体制を整える。女性教員の採用を促進し、その比率をさらに高めるとともに、管理職への登用を促進する。障害者の採用を促進し、職場環境のバリアフリー化を進める。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

国立大学の連合組織や地区単位の大学間の連携のもと、共通採用試験によって事務職員を採用するとともに、大学間の人事交流システムを整備する。専門性の高い事務職員については、本学独自の採用も行う。採用後の事務職員の養成・研修・訓練等には、職務の専門性に対応した研修プログラムを準備し、職能集団として機能できるよう学内外や国内外での研修機会を確保する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

教員については「教員人事の基本方針」及び「教員配置の年次計画」を、事務職員については「事務職員配置の年次計画」を策定し、これに基づき中長期の教職員の人事管理を行う。教職員の配置に必要な中長期の予算計画は、人件費総額の適切な管理の観点から経営協議会で審議し役員会で決定する。

○人件費の抑制に関する具体的方策

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

職能性の高いスリムでフラットな事務組織に再編する。役員の職務分担に連動することを基本とし、学長による一元的な統轄のもと、業務の遂行に当たっては個々の役員を責任者とする分散型の指示・責任系統を構築する。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

近隣の大学間で、職員の採用や研修に関わる業務や特定の事務的業務の共同化について検討を進め、可能なものから実施に移していく。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

キャンパスの警備や植栽維持、施設の清掃等に関わる業務の外部委託を継続するほか、費用対効果を勘案して定型業務等について外部委託を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等、外部資金増加に関する具体的方策

外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金の申請・採択実績や外部資金の獲得実績に応じた予算配分を拡大する。受託研究や共同研究の受入を促進するため、地域連携を携推する組織を設け地域連携コーディネーターを配置する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

学校教員、児童・生徒、一般市民等を対象に、ニーズの高いテーマや内容で公開講座を実施する。学部及び大学院の双方で科目等履修生の受け入れ拡大を図る。自治体や民間企業等からの調査や分析等の委託事業を幅広く請け負う。学外の団体・機関等による施設の賃貸利用の促進を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

光熱水費の抑制のため、環境にも配慮し自然エネルギーを利用したエネルギー転換システムの導入を検討する。また、電子決裁等の事務処理システムやテレビ会議システムの活用を促進し、通信費や旅費の抑制を図る。その他、業務のスリム化・簡素化によって管理的経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

施設の巡回点検、健全度調査等を実施し、修繕経費等、施設管理にかかる必要額を把握し、全施設の中期的な改修・整備計画を作成する。PFIの導入や寄付金による施設の整備・管理手法を導入する。施設使用者から一定の使用料を徴収し、施設維持管理の財源とする。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

教育研究活動等に関する自己点検・評価に当たる全学的な評価組織を整備する。自己点検・評価に必要な資料の収集・分析を行い、データベース化を進める。個々の教員の活動状況の把握のため、ファイリングシステムを整備する。自己点検・評価の結果について外部評価を実施する。自己点検・評価の結果は、学内外に公表する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

評価組織は、自己点検・評価の結果を分析・評価のうえ改善課題を整理する。役員会は、これを経営協議会、教育研究評議会に報告のうえ、関係部局や関係委員会に改善の取り組みを要請する。当該の部局や委員会は、改善計画を立案のうえ改善に取り組み、一定期間後に改善結果を確認する。これによって目標設定・実行・点検・評価・改善・検証のサイクルを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動、学生活動、経営状況等、各種の大学情報を広く公開し、大学のホームページ、一般市民向け広報誌、パンフレットなど、多様なメディアを活用して幅広く広報していく。海外からのアクセスに対応できるよう、大学ホームページや各種パンフレットの多言語化を進める。大阪都心部にインフォメーションセンターを開設する。外部からの問い合わせに一元的に対応できる情報サービス窓口を整備する。

V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

長期施設整備計画に基づく耐震改修と学生のための魅力あるキャンパス環境の整備に重点的に取り組む。また、柏原キャンパスが国定公園内にあることから、柏原キャンパスの一層の緑化にも取り組む。PFIによる天王寺キャンパスの再開発に取り組む。また、引き続き「国立大学等施設整備緊急5カ年計画」のもとでの緊急整備に取り組む。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

施設の活用状況についての調査・点検を行う全学組織を再構築し、全学の施設の活用状況を調査・点検する。調査・点検結果に基づき全学スペースを確保し、新たな教育活動や研究活動のために有効活用を図る。施設の維持管理のため、定期的なメンテナンス調査を行い、維持管理計画を策定のうえ実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・事故防止に関する具体的方策

附属学校の安全管理・危機管理に万全を期すとともに、キャンパスの安全確保のため、防災、防犯、交通安全マニュアルを整備する。また、附属学校及び大学において、安全なキャンパス環境の維持のため、各種のセキュリティ対策を講じる。また、非常時の対応のために、学生及び教職員を対象に、救命講習、災害訓練、危機対応訓練等を実施する。学生・教職員の安全な環境確保のための安全管理体制を整備する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

大学において学校安全や学校危機管理に関する教育プログラムを整備し、教職をめざす学生の安全意識を啓発する。学生を対象に安全な大学生活を送るための交通安全を含むセキュリティオリエンテーションを実施する。附属学校及び大学キャンパスの安全確保の諸方策を企画し実施する全学組織の整備を進める。

○幼児児童生徒の安全確保等に関する具体的方策

附属学校における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図るとともに、大学と一体となって一層の安全対策を講じていく。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

17億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はないものとする。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 198	施設整備費補助金（198）

注）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み43,444百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はないものとする。

(別紙) 予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画

1 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	40,013
施設整備費補助金	198
自己収入	17,886
授業料及入学金検定料収入	17,501
雑収入	385
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	912
計	59,009
支出	
業務費	57,899
教育研究経費	50,531
一般管理費	7,368
施設整備費	198
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	912
計	59,009

[人件費の見積り]

中期計画期間中総額43,444百万円を支給する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大阪教育大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。H(y-1)は直前の事業年度におけるH(y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。(C(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC

(y)。(C(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II〔特定運営費交付金対象事業費〕

⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

⑫「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)}$$

1 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) C(y) = \{C(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - C(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + C(x)$$

$$(2) D(y) = D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) E(y) = E(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) F(y) = F(y)$$

$$(5) G(y) = G(y)$$

C(y)：学部・大学院教育研究経費(②・⑦)，附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

D(y)：附属施設等経費(⑨)を対象。

E(y)：教育等施設基盤経費(④)を対象。

F (y) : 特別教育研究経費 (⑩) を対象。

G (y) : 入学料収入 (⑤), 授業料収入 (⑥), その他収入 (⑫) を対象。

2 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については, 以下の数式により決定する。

$$B (y) = H (y) + I (y)$$

$$(1) H (y) = H (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) I (y) = I (y)$$

H (y) : 一般管理費 (①) を対象。

I (y) : 特殊要因経費 (⑪) を対象。

【諸 係 数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお, 物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には, 一般管理費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき, 一定の仮定の下に試算されたものであり, 各事業年度の運営費交付金については, 予算編成過程においてルールを適用して再計算され, 決定される。

なお, 運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については, 17年度以降は16年度と同額として試算しているが, 教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため, 具体的な額については, 各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は, 「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入, 産学連携等研究収入及び寄付金収入等については, 過去3カ年の平均により試算した収入予定額を計上している。

注) 自己収入, 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は, 著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費, 施設整備費については, 運営費交付金, 自己収入及び施設整備費補助金により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は, 産学連携等研究収入及び寄付金収入等

により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	58,407
經常費用	58,407
業務費	56,096
教育研究経費	8,328
受託研究費等	78
役員人件費	591
教員人件費	37,812
職員人件費	9,287
一般管理費	2,190
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	121
臨時損失	0
収入の部	58,407
經常収益	58,407
運営費交付金	39,504
授業料収益	14,564
入学金収益	2,277
検定料収益	660
受託研究等収益	78
寄付金収益	818
財務収益	0
雑益	385
資産見返運営費交付金等戻入	112
資産見返寄付金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は，受託事業費，共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は，受託事業収益，共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	59,077
業務活動による支出	58,286
投資活動による支出	723
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	68
資金収入	59,077
業務活動による収入	58,811
運営費交付金による収入	40,013
授業料及入学金検定料による収入	17,501
受託研究等収入	78
寄付金収入	834
その他の収入	385
投資活動による収入	198
施設費による収入	198
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	68

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額である。

別表（収容定員）

平成16年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人
平成17年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人
平成18年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人
平成19年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人
平成20年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人
平成21年度	教育学部	3,910人
	(うち教員養成に係る分野)	2,290人
	教育学研究科	442人
	(うち修士課程)	442人